



清稜監査法人
Seiryō Audit Corporation

季刊 学校法人会計情報

No.3

平成24年4月10日

平成23年度決算の 留意点について

平成23年度の学校法人の決算の留意点について、改正点を中心に説明したいと思います。

(1) 退職給与引当金の計上等に係る会計処理の統一について

文部科学省の通知(22高私参第11号)により、退職給与引当金の額は各学校法人の退職給与規程等に基づいて算出した退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した額を計上することになります。

従来、100%未満を引当されていた学校法人につきましては、重要な会計方針の変更となり、注記が必要となります。平成22年度末における引当不足(変更時差異)は「退職給与引当金特別繰入額」として計上しますが、経過措置(最長10年で毎年度均等繰入)を適用される場合は、変更時差異の金額・繰入年数等を注記します。

なお、知事所轄法人で私学退職金団体(私学退職金財団等)の交付金相当額をそのまま退職金として支給している場合は、当通知による実質的な変更はありません。

★ 私立学校退職金財団からの退職資金の交付額のうち掛金を財源としないものは交付金の累積額から除くこととされていますので、併せてご留意ください(月報私学第158号)。

(2) 有価証券の評価方法の統一について

上記、文部科学省の通知により、有価証券の評価方法が移動平均法に統一されております。他の評価方法から移動平均法へ変更する場合は、会計方針の変更の注記を検討することになります。

(3) 学校法人の設置する認可保育所の運営費収入について

学校法人会計問答集(Q&A)第14号が改正され、学校法人の設置する認可保育所の運営費収入は学校法人会計基準においては、従来の(大科目)事業収入(小科目)保育所収入から(大科目)補助金収入(小科目)国庫補助金収入に計上されることに変更されております。

これは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更となるため、重要な会計方針の変更等(表示方法の変更)として注記を検討することになります。

(4) 年度末日が休日の場合の借入金に関する注記について

本年度末日の3月31日は金融機関の休業日であり、借入金の返済約定日が3月31日である場合、実際の返済日は4月2日になりますが、返済約定日に返済がなされたものとして処理する方法と実際の返済日に返済処理方法とがあります。

どちらの方法で処理したか注記することが望ましいとされています。

「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」に「会計年度末返済約定の借入金の会計処理」と副題をつけ以下を記載することになります。

(返済約定日に借入金の返済処理をした場合)

本会計年度末に返済約定の借入金××円については、本会計年度末日が銀行休業日だが、返済約定日に返済が行われたものとして処理し、それに伴い第1号基本金の過年度末組入額についても同額を組み入れている。

(実際の返済日に借入金の返済処理をした場合)

本会計年度末に返済約定の借入金については、本会計年度末日が銀行休業日のため、返済約定日に返済していない。したがって、本会計年度末日返済約定の借入金××円が本会計年度末短期借入金に含まれている。

(5)東日本大震災に関する会計処理について

被災した学生生徒等に対し地方公共団体等から学費負担軽減の補助金が交付されている場合、所轄庁等が会計処理に関し通知を发出してことがありますので、ご注意ください。
基本的には、学校法人委員会研究報告第16号「補助金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」を参照し、助成金を補助金収入に計上し、授業料を減額する処理を指示しているようです。

学校法人の経営分析

～第3回 会計事象に関する分析(その2)～
本章では、学校法人の経営分析について解説します。第3回目は、前回に続き、会計事象の分析について解説します。

前回に引き続き、比率を用いた経営診断について解説します。前は、経営悪化の4つの要因のうち①応募者の減少、②入学者の減少について解説しました。今回は、③過大投資について説明します。

③過大投資

建物や備品といった固定資産は、学校運営にとって欠かせないものです。そのため、必要な施設設備は完備しておく必要がありますが、過大投資は学校経営を圧迫します。特に、大規模な設備投資を行う場合は、外部から資金を借り入れることが想定されるため、当該借入金の返済能力と、借入に伴い発生する金利負担について考慮する必要があります。

◆固定資産の推移◆

年度	年度	年度	年度	年度	年度
A:固定資産					
B:自己資金					
固定比率(A/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか低い					
C:固定負債					
D:B+C					
固定長期適合率(A/D)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか低い					

◆負債の推移◆

年度	年度	年度	年度	年度	年度
A:固定負債					
B:総資金					
固定負債構成比率(A/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか低い					
C:総負債					
D:自己資金					
負債比率(C/D)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか低い					

◆支払利息の推移◆

年度	年度	年度	年度	年度	年度
A:借入金等利息					
B:帰属収入					
借入金等利息比率(A/B)	%	%	%	%	%
平均					
平均より高いか低い					

固定資産を用いた分析指標は、一般的に固定比率と固定長期適合率の2つを使用します。このうち、固定比率は、自己資本に対する固定資産の割合を表し、固定長期適合率は、長期間活用できる比較的安定した資金に対する固定資産の割合を表します。これらはいずれも低い方が望ましいといえます。特に、固定長期適合率が100%を超えている場合は、固定資産の取得にあたり短期借入金等の流動負債を充当していると考えられるため、財政状態が不安定であり注意が必要です。

負債を用いた分析指標は、固定負債構成比率と負債比率があります。固定負債構成比率は総資

金に対する固定負債の割合を示す指標であり、負債比率は自己資金に対する総負債の割合すなわち他人資金と自己資金の関係を表す指標です。これらの指標はいずれも低い方が望ましいといえます。また、借入に伴い発生する支払利息を用いた指標である借入金等利息比率についても低い方が望ましいといえます。

以上の指標から、過大投資は財政状態を悪化させることが理解できます。また、借入金を用いて設備投資を行うということは、将来の学生生徒の負担のもとで設備投資を行うことであるともいえます。そのため、大規模な設備投資にあたっては、長期的な視野に基づいた意思決定が欠かせません。

内部統制

内部統制の構築及びその限界

前回(No.2)に記載の通り、内部統制には4つの目的及び6つの基本的要素があります。優れた内部統制を整備・運用することは望ましいことではありますが、コストがかかります。内部統制のコストとベネフィットは、数量化することが困難であり、どの程度の内部統制を構築するかは、各学園のおかれた環境と理事者の判断になります。

前回(No.2)に記載の4つの目的と6つの基本要素を達成するために、最適な内部統制を構築する必要があります。

内部統制は、内部統制が本来有している制約(限界)のために有効に機能しなくなることがあります。以下にその制約(限界)について記載します。

1. 担当者の不注意、共謀

担当者の不注意、判断の誤り複数の者による共謀により内部統制が有効に機能しなくなる場合があります。これは、内部統制にくみこまれる相互牽制や、承認手続を適切に整備・運用することで相当程度そのリスクを低減させることが可能になるものと考えられます。

2. 環境変化、非定型的取引の発生

内部統制の設定当初では想定していなかった経営環境の変化や非定型的な取引の発生により内部統制が有効に機能しなくなる場合があります。

当初想定していなかった環境の変化や、非定型的な取引が発生しやすい領域に知識、経験を有する人員を配置する等の方策によりある程度はそのリスクを低減することが可能になるものと考えられます。

3. コストとベネフィット

上述しましたが、内部統制の設定の際には、その構築によるコストとベネフィットの比較により構築されるため、設定された内部統制のレベルを超えた事象に関しては、有効に機能しなくなる場合があります。

4. 理事者による内部統制の無視

理事者が不当な目的のために内部統制を無視により、内部統制が有効に機能しなくなる場合があります。理事者が、組織内に適切な内部統制を構築していれば、複数の者が関与することになるため理事者による不正の実行は困難になるといわれています。

ただし、理事者が内部統制を構築するため、理事者本人による内部統制の無視は実務的には困難が伴うと考えられます。

昨年発生したオリンパス問題や王子製紙問題がその典型例となります。

学校法人における 源泉所得税

①給与等、退職所得等、報酬・料金等の源泉徴収 ②嘱託医の報酬の源泉徴収

○給与等、退職所得等、報酬・料金等の源泉徴収

源泉徴収義務者とは、源泉徴収の対象となる所得を支払う者(所税6)、学校法人も源泉徴収の対象となる所得を支払いますので源泉徴収の義務を負います。

まず、源泉徴収する側(支払い者)としては、以下のようなものがあります。

(1) 給与等

俸給、給料、賃金、賞与等の所得で、金銭によるものの他、現物給与等の経済的利益も含まれます。

(2) 退職所得等

退職所得、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

(3) 報酬・料金等

主なものを挙げると

①原稿、作曲、デザインの報酬、著作権使用料、講演料等

②弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、測量士、建築士、不動産鑑定士等の業務に関する報酬又は料金等です。

上記①、②の税額・・・支払い金額×10%

ただし、同一人に対して一回に支払う金額が100万円を超える場合には、その超える部分については20%

③司法書士、土地家屋調査士

(支払金額－10,000円)×10%

④学校法人が発行する学校債の利息は本来ならば一般会社の発行する社債の利息と同じように利子所得となり、源泉徴収を要しますが学校債においては源泉徴収すべき利子所得(所税23①、181①)には当たりませんので、源泉徴収の必要はありません。

一方、源泉徴収される側(所得者)としては利子、配当金等などは国内法人が支払いを受ける所得として、本来であれば源泉徴収されるべきところではありますが、所得税法第11条にて別表第一第一号に掲げる内国法人(公共法人等)は非課税とする規定があることから、学校法人は原則として源泉徴収されることはありません。

○嘱託医の報酬の源泉徴収

医師・会計士等の自由職業者がその役務提供の対価として受領するものは役務提供の基因となる契約の形態により雇用契約に基づくものであれば給与所得として、委任契約に基づくものであれば事業所得として取り扱われることとなります。

医師個人と直接契約を行った場合の勤務形態としては主なものとして、①常駐あるいは特定曜日勤務していただく、②定期的な健康診断に来ていただくといったものがあると思われます。

給与所得は、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうものと解されています。支給時期、手当をあらかじめ定めており前記の給与所得の要件を充たしていれば給与所得として源泉徴収することとなります。

これに対し、事業所得とは自己の計算と危険において独立した営まれ、営利性、有償性を有しかつ反復継続して遂行する意志と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいいます。定期的な健康診断等でも委任契約に基づく診断治療のように個々の役務の遂行により、その都度それに応じた対価を支払っている場合は給与所得に該当しないこともあります。開業医であれば事業所得となり、大学、病院等に勤務している勤務医であれば雑所得となります。

これらの場合は、他の所得と合算して所得税が課され、源泉徴収は必要ありません。

給与所得であるか否かの判断については、難しいところですが例えば、検診に必要な器具についても聴診器程度のものということであり、医師が格別機械や設備を用意しなければならないという状況にないこと、看護師を帯同するなど医師以外の人の労務の提供の対価が含まれているとは考えられないこと、役務の内容や時間などに相当の拘束があるといった要件に合致していれば給与所得と考えられます。

清稜監査法人では、学校法人の会計監査だけでなく、経営分析のサポート業務等のコンサルティング業務も行っております。詳細につきましては、当法人までお気軽にお問い合わせください。

清稜監査法人 〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町1-6-16 野村不動産堺筋本町ビル8階

TEL 06-6121-2247 FAX 06-6121-2248 WEB <http://www.seiryo-audit.or.jp>